

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 ほなみ園

監査実施期日：令和5年7月6日

監査結果報告：令和5年7月 日

1 / 1枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
1 予算執行関係 - 特になし。 2 服務関係 - 時間外命令簿において、1週間の正規の勤務時間を超えて行った業務については、25/100の時間外勤務手当を支給することとなるが、時間外命令簿への記載がなかったため、確認の上、必要な措置を講じられたい(R4)。 - 週休振替簿において、休日に勤務した4時間について振替を取得していたが、休日であることから振替ではなく代休となる。代休については1日単位での指定になるため、確認の上、必要な措置を講じられたい(R4)。 3 文書管理関係 - 特になし。 4 契約関係 - 特になし。 5 備品・財産管理関係 - 特になし。	- 週休振替簿と時間外命令簿を突合して確認したところ、1週間の正規の勤務時間を超えて行った業務分について、時間外勤務手当等整理簿への記載がされていないことが判明しましたので、訂正するとともに追給の処理をいたしました。今後は、複数の職員による確認を徹底し、適正に事務処理いたします。 - 代休と週休振替の考え方についての認識不足でした。今回の事案を休日勤務手当の支給対象とする場合、すでに取得した4時間の振替を元に戻すことはできないため、事務処理の整合性がとれなくなります。今後このような誤りのないよう、代休と週休振替の取得方法について職員に周知をいたしました。「大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例」等を遵守し、適正に事務処理いたします。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。